

目次

はじめに

委員名簿

I . 調査研究全体の枠組み

1. 研究目的	1
2. 作業内容	2
3. 作業過程	2
4. 具体的収集翻訳資料	3
5. 研究内容	3

II . イギリスの犯罪状勢

1. 全体的傾向	5
2. 罪種別傾向	5

III . イギリスの防犯対策概況

1. 防犯活動体制	
(1) 取り組み組織	7
(2) 取り組み目標	9
(3) 現在の具体的取り組み対象	12
(4) 地点	13
(5) 特定対象	13
2. 現在の防犯活動	
(1) 防犯活動目標の基本骨格	14
(2) 防犯活動の具体的目標	17

IV . イギリスの環境設計による犯罪防止の概況と実態

1. Designing Out Crime	19
2. Crime and Disorder Act 1998 — 犯罪公共秩序法	
(1) 法律制定の動き	20

3. 周縁条件の整備

- (5) 防犯性の高い市街地空間、防犯施設・設備や装置を受け入れる市民側の
 メリット確保 40
- (6) 地方自治体との提携 40

参考資料

- 参考資料(1) : イギリス内務省犯罪防止大学校使用教科書 翻訳 42
 (建築担当官養成用教科書)
 『Design for inherent Security
 -Guidance for non-residential buildings-』
- 参考資料(2) : 英国環境設計による犯罪防止プロジェクトビデオ
 『SAFER NEIGHBOURHOODS』解説英文 145

はじめに

我が国の犯罪現象は新たな局面を迎えた。犯罪の量的膨張だけではない。質的变化の進行である。それは犯罪現象の無境界化として現れている。

たとえば、凶悪な犯罪の加害者が、何の特徴も無い普通の市民であり、ある日「いきなり」としか思えない状況で凶行に及ぶ事件が連続している。逆に、被害者も普通の市民が、「いきなり」凶悪な被害者と化する事件が確実に生じてきている。

また、犯行現場についても、「こんな場所で」と後に驚きを持って語られる「市民が日常的に生活する普通の場所」で、異常な事件が生じてきている。

犯罪に関わる人も場所も特徴を持たなくなり、無境界化しているのである。

こうした無境界化が生み出す最も重大な問題は、「犯罪発生の防止が難しい」ということである。それも普通の市民を被害者とする、一般住宅を中心とする普通の場所での凶悪な犯罪の防止が困難なことである。

犯罪防止の基本は、街中の市民一人一人の毎日の安全と安心をいかに確保するかである。その基本が、現在、大きく揺らいでいる。

犯罪現象の急激な変化に対応した革新的な防犯体制の構築、特に警察における防犯対策の充実、強化が今こそ求められている。

本研究においては、英国の警察制度に組み込まれている「建築担当官」(Architectural Liaison Officer=ALO)の実態と、その制度の日本への導入可能性を探った。

建築担当官は、犯罪被害の脅威から守られた「強い街作り・家作り」を可能にするため、建築と犯罪防止の2つの知恵を持つ警察官である。彼らが作り出す街並みや住宅は、確かに犯罪からの脅威に十分に対抗しているという。

こうした建築担当官制度は、未だに我が国には導入されていない。先に述べた「一般住宅を中心とする普通の場所」を強化せねばならない、という今日の差し迫った防犯課題に対し、建築担当官制度は、十分に検討に値する制度といえる。

本報告書においては、英国における建築担当官制度の実態が述べられている。同時に、報告書の後半に、実際に英国内務省の防犯大学校で使用されている建築担当官育成用の「環境設計による犯罪防止」教科書を全訳し、付録として添付した。また、実際に、建築担当官が関わって建築されたある集合住宅団地の実態を紹介するビデオ（別添）の説明部分も全て英文化し添付した。この2つの付録が、本報告書の大きな特色となっていることに注目されたい。

最後に、こうした先進的研究を可能にして下さった（財）社会安全研究助成財団の方々、また警察庁社会安全局生活安全企画課の方々に深く感謝申し上げます。

平成13年3月31日

都市防犯研究会

代表 日本女子大学 清永賢二

委員

1. 委員会

委員長	日本女子大学教授	清永賢二**
委員	(財)社会安全研究財団専務理事	山下 力
委員	長岡造形大学教授	平井邦彦
委員	警察庁生活安全企画課補佐	出原基成
委員	富士常磐短期大学	重川希志依
委員	(株)ステップ総合研究所	清永奈穂**

2. 研究協力者(英国及び日本)

- (1) 英国内務省犯罪予防大学校 Martin Milburn
 - (2) 東京大学名誉教授 伊藤 滋
 - (3) 警察職員生活協同組合 石附 弘
 - (4) 北海道警察生活安全部生活安全企画課 林 信男
 - (5) 警察庁生活安全局生活安全企画課 戸谷弘一
 - (6) 警視庁生活安全部生活安全総務課 江崎徹治
 - (7) 神奈川警察生活安全部生活安全総務課 沢田美喜夫
 - (8) 神奈川警察生活安全部生活安全総務課 福井 隆
 - (9) 神奈川警察生活安全部生活安全総務課 鈴木
 - (10) (財)日本防犯設備協会 須谷修治
 - (11) (株)市浦都市開発建築コンサルタンツ 奥茂謙仁
 - (12) 日本女子大学大学院 飛世聡子**
 - (13) 通訳/翻訳 加藤聡子
- (敬省略)

3. 事務局

(1) 都市防災研究所

(2) 日本女子大学・清永研究室

(3) 株式会社STEP総合研究所

・近藤滋夫研究員**

・清永奈穂代表取締役**

** = 編集プロジェクト員で執筆者



平成13年 3月

イギリス内務省犯罪防止大学校 建築担当官養成教官との研究会議

1. 調査研究全体の枠組み

1. 研究目的

本研究においては、以下の3点の研究を実施する。

英国の警察官として環境設計による犯罪防止活動を担っている「建築担当官 (Architectural Liaison Officer=ALO)」制度の実態を把握し、その防犯効果を明らかにする。また、この「建築担当官」が中心となって設定している、犯罪からの安全性確保のための家屋や市街地空間の「設計基準」を調査分析する。

これらの調査研究を進めることにより、我が国の警察を中心とする犯罪防止対策に環境設計面からの新たなアプローチが具体性を持って検討され、さらに都市を中心とする市街地を「安全で守りやすい」空間とする設計基準の具体的策定の手掛かりを得ることが可能となる。

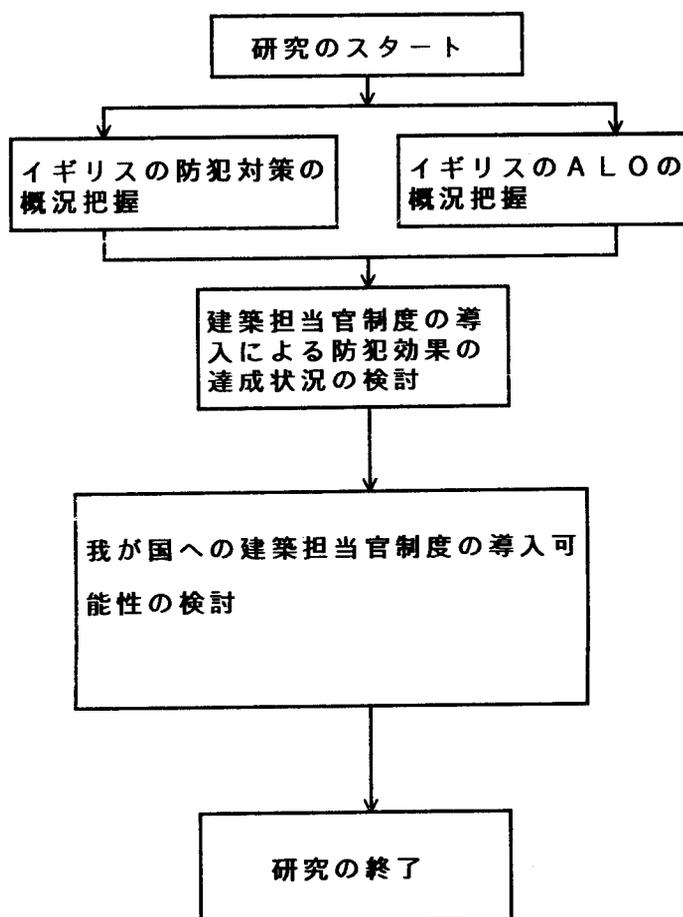


図1. 調査研究過程

2. 作業内容

「建築担当官」に関し、以下の4点の資料を収集する。

- ①建築担当官の警察制度内での位置付け、その機能と権限に関する資料の収集。

第一線の警察組織での建築担当官の制度的位置付け、内部での具体的役割や外部への権限等を把握する。

- ②建築担当官養成システムに関する資料集。

どのような養成システムが在り、どのような内容の教材によって養成されているかを把握する。

- ③建築担当官制度の導入による防犯効果の達成状況に関する資料集。

建築担当官制度が存在することにより、どのような防犯効果が達成されているかを把握する。また、実際に家屋や市街地空間に犯罪防止の視点から、どのような設計基準が設定されているのか、その設定の確立はどのような過程を経てなされているのかを把握する。

- ④我が国への建築担当官制度の導入可能性に関する資料収集。

上記の収集された資料を基に、日英の防犯警察制度の差異及び共通点を踏まえつつ、我が国への建築担当官制度の導入可能性を把握する。

3. 作業過程

資料の収集は文献調査を中心に進める。

但し、①から③までの文献（特に②の教科書）を全て翻訳し、それを基礎資料として、④の検討を行う。

③の英国における犯罪防止の面からの家屋や市街地の「設計基準」に関する資料は、英国内務省で出されている「建築担当官」養成の教科書やビデオ、また実際に警察本部などで採用されている基準資料を収集することで進める。

④の検討の際、実際に英国内務省のマーチン・ミルバーン氏を日本に招聘し、日本の防犯警察担当官の参加を得て日本への導入可能性に関して徹底した討論を行う。また、警察のみならず、環境設計による犯罪防止に関わりのある建築や都市計画家、一般の安全産業関係者との公開討論会を行う。

実際には、以下の過程で作業を行った。

4. 具体的収集翻訳資料

① 建築担当官の警察制度内での位置付け、その機能と権限に関する資料集。

・警察大学校から出版された教科書及びパンフレット（5冊）。

② 建築担当官養成システムに関する資料集。

・内務省防犯大学校組織及び建築担当官養成システム資料（10冊）。

・上記養成システムで使用されている教科書（1冊）。

③ 建築担当官制度の導入による防犯効果の達成状況に関する資料集。

・防犯効果に関する資料（5冊）。

・市街地及び家屋の防犯設計基準資料（20冊）。

5. 研究内容

(1) 事務経過

- 12年4月13日・・・第1回事務局会議（本研究全体の確認）
- 12年4月25日・・・第1回委員会会議（本研究全体の確認及び収集資料の決定）
- 12年5月15日・・・第2回委員会会議（英国・建築担当官招聘者の招聘決定）
- 12年5月27日・・・第2回事務局会議（既存資料整理の確認と翻訳の開始）
- 12年7月～・・・英国での資料収集開始
- 12年8月12日・・・第3回事務局会議（英国・資料整理の確認と翻訳の開始）
- 12年9月18日・・・第3回委員会会議（資料の確認と建築担当官との討議方針決定）
- 12年10月1日～6日・・・英国ヨークにて内務省関係者と日本での討議内容の打合せ
- 12年12月3日・・・第5回事務局会議（討議資料の最終確認）
- 12年12月16日・・・第4回委員会会議（討議内容の最終確認）
- 13年1月16日・・・第5回委員会会議（討議内容の再度最終確認）
- 12年2月18日・・・第6回委員会会議（討議内容の原稿締め切り）
- 13年3月5日～9日・・・英国建築担当官招聘
- 13年2月～3月・・・最終報告書の作成

(2) 研究経過

①平成12年5月～平成13年1月

建築担当官養成の教科書『Design for inherent security-Guidance for non-residential buildings』の全翻訳完成。

②平成12年10月～平成13年1月

英国環境設計による犯罪防止プロジェクトビデオの説明の英文化の完成

③平成13年3月5日

英国内務省のマーチン・ミルバーン氏を英国より迎え、警察庁、警視庁、神奈川県警、北海道警察の各犯罪防止関係担当者をまじえ、日本への建築担当官制度導入可能性に関して徹底した討論を行った。

④平成13年3月8日

マーチン・ミルバーン氏および、警察職員生活協同組合、(社)日本防犯設備協会、(株)市浦都市開発コンサルタンツなどから、環境設計による犯罪防止に関わりのある建築や都市計画家、一般の安全産業関係者を招聘し公開討論会を行った。

II. イギリスの犯罪状勢

1. 全体的傾向

イギリスの犯罪は1980年代から1990年代中ばにかけての急増傾向を抑え込み、1999年にいたっては減少傾向にある(図2-1)

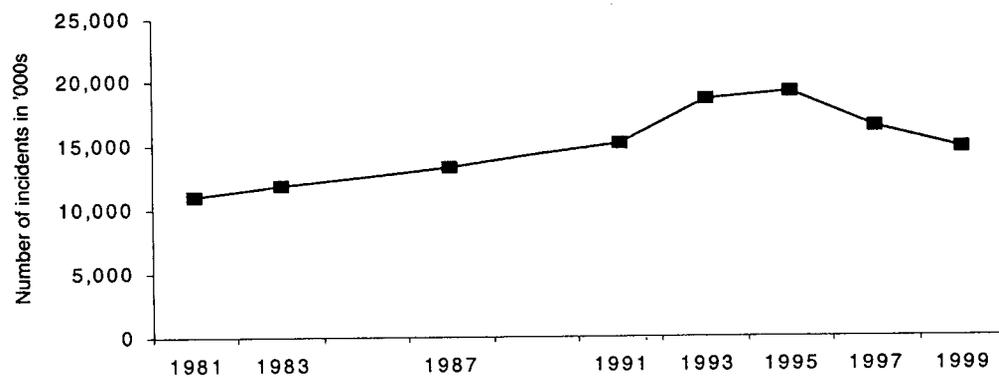
2001年1月16日に出された内務省(HMO)の速報版の統計では、2000年中の犯罪認知件数は、前年に比較し0.2%の減少となった。全犯罪のうち83%は家屋等侵入犯罪や自動車関連盗犯などの盗犯、14%は暴力犯罪であった。

2. 罪種別傾向

盗犯の減少がイギリスの犯罪減少傾向に大きく寄与している(表2-1)。

しかし、その一方で人々へ強い不安感を与える対人暴力や強盗、そして麻薬取引が確実に増加している。

図2-1 イギリスにおける主要刑法犯の動向



出典: The 2000 British Crime Survey; page.2

(Home Office Statistical Bulletin: 17 October 2000)

先のHMOの速報版の統計では、2000年中の全体的な暴力犯罪 (Violent Crime)は前年比全体で8%の増加となっている。対人的な暴力犯罪 (Violence against the person) は7%の増加、強盗犯罪が21%の増加となっているが、性的犯罪は0.4%の減少となった。これは過去5年間で初めての減少である。

その一方で、家屋等侵入犯罪 (Burglary) は8%の減少、自動車関連盗犯は7%の減少となっている。

最終的にHMOは、今後、イギリスでは強盗と盗犯の急上昇、そして暴力と街頭犯罪 (Street crime) が一層増加すると予測する。この傾向は、先進諸国の中でもトップクラスの犯罪傾向となるものと見られる。

表 2 - 1 主要犯罪別警察認知動向

England and Wales		1999/9	2000/9	Number	Percentage
主 要 犯 罪	窃盗及び盗品取り戻し	2,218,829	2,179,674	-39,155	-1.8
	家屋等侵入犯罪	935,343	862,671	-72,672	-7.8
	自動車等盗犯	1,071,788	1,000,317	-71,471	-6.7
	対人暴力	551,157	588,846	+37,689	+6.8
	強盗	74,835	90,410	+15,575	+20.8
	性的犯罪	37,400	37,263	-137	-0.4
	麻薬取引	129,670	115,492	-14,178	-10.9
全警察認知件数		5,019,022	4,874,673	-144,349	-0.2

出典：Recorded Crime England and Wales, 12 months to September 2000

16 January 2001